

特定非営利活動法人STORIA 通勤手当規程

(目的)

第1条 通勤手当は、居住地より勤務先事業所までの距離が2km以上の者で、電車、バス等の公共交通機関並びに自家用車等の交通手段を用いて通勤する者に対して支給する。徒歩および自転車による通勤については支給しない。

(支給額)

第2条 通勤手当の支給額は以下のとおりとする。

1 公共交通機関利用者

支給代：実費（非常勤の場合）
1ヶ月定期代（常勤の場合）

2 自家用車利用者（四輪）

支給代：走行距離 (km) × 20円

3 自家用車利用者（二輪）

支給代：走行距離 (km) × 10円

4 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする従業員は、上限額20,000円の範囲内で1か月定期代相当額（定期券を発行しない交通機関の場合は、回数乗車券等の通勤21回分の額）を支給する。ただし、通勤定期券を購入しない方が経済的となる従業員については、日々の公共交通機関の運賃を支給する。

5 通勤のために自家用車を利用する従業員は、次の自動車等の使用距離に応じて定める範囲内の額を支給する。

片道の通勤距離	通勤手当の限度金額
2km未満	支給なし
2km～10km未満	4,200円以内
10km～15km未満	7,100円以内
15km～25km未満	12,900円以内
25km～35km未満	18,700円以内
25km以上	20,000円以内

6 通勤手当は実際に通勤をした日に対してのみ支給し、休暇や休職、欠勤等の日に対しては支給しない。

(支給方法)

第3条 通勤手当は末日締の翌月20日に給与とともに支給する。

(通勤経路)

第4条 通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると法人が認めたものに限ることとし、所得税の非課税限度額を超える場合には非課税限度額を限度として支給する。

(申告)

第5条 通勤手当の対象となる従業員は通勤経路を法人に申告しなければならない。また、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、1週間以内に法人に届け出なければならない。

(不正申請)

第6条 上記の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求めるほか、就業規則により懲戒処分の対象となる。

附 則

(令和6年4月1日から改訂)

旧	新	備考
(支給額) 第2条 2 自家用車利用者 (四輪) 走行距離(km) × 1kmあたり ガソリン価格(円× 1kmあたり タイヤ等摩耗費用(円)	(支給額) 第2条 2 自家用車利用者 (四輪) 走行距離(km) × 20円	3 自家用車利用者(二輪) を追加

この規程は、令和5年8月1日から施行する。